

サブロク協定のない残業は違法

残業をさせる場合には、あらかじめ、事業場（本社、支店、営業所など）ごと「時間外労働・休日労働に関する協定」（サブロク協定）を締結し、所轄労働基準監督署に届け出る必要があります。サブロク協定は一度届け出れば将来にわたり有効というものではありません。有効期限切れに注意してください▼問合せ 愛知労働局労働基準部監督課 052・972・0253、名古屋西労働基準監督署 052・481・9533

労働保険適用促進強化期間

十一月は「労働保険適用促進強化期間」です。「労働保険」とは、労災保険と雇用保険とを総称した名称です。労働者（パートタイマー・アルバイトを含む）を一人でも雇用していれば、業種・規模の如何を問わず労働保険の適用事業となり、事業主は加入手続を行わなければなりません▼問合せ 愛知労働局労働保険適用・事務組合課 052・219・5503、名古屋西労働基準監督署 052・481・9534

12/9 「杜のかけし」の案内

尾張中部福祉の杜では、十二月三日（日）から十二月九日（土）までの障がい

者週間にちなんだ啓発事業を行います。

障がいの有無に関わらず、自分らしく生きる事ができる社会について一緒に考える機会にしてください▼とき 十二月九日（土）午後一時三十分～午後四時▼ところ 尾張中部福祉の杜（名古屋市九之坪笹塚22番地）▼定員 三十人▼内容 DVD上映「ぼくはうみがみたくなりました」▼参加費 無料▼申込締切 十二月一日（金）▼申込み・問合せ 尾張中部福祉の杜 22・1123

11/29 障がい児を持つ親の交流会

尾張中部圏域の障がいのある子がいる親どうしの交流会を開催します。養育に関する情報交換を行います▼とき 十一月二十九日（水）午前九時十五分～午後三時三十分▼ところ 清須市清洲総合福祉センター第一会議室（清須市一場古城604番地15）▼対象 豊山町・清須市・北名古屋市の障がい児者を持つ親▼申込み 十一月二十二日（水）までに、郵便かファクスで①参加者氏名②住所③お子さまの年齢④連絡先を記入の上、〒481-0041北名古屋市九之坪笹塚22 ☎26・4455 尾張中部福祉の杜「親の交流会」事務局へ▼問合せ 23・1550

お子さまの養育相談

「聞く」「話す」「読む」「書く」「計算する」「注意集中困難」「多動性」「衝動性」「対人関係」などにおいて、お子さまの発達に悩まれている保護者の方や、障がいのあるお子さまの養育で悩まれている保護者の方は、愛知県立いなざわ特別支援学校のふれあい相談（教育相談）をご利用いただけます。ふれあい相談では、保護者の皆様が抱えている疑問や不安・悩みについて一緒に考えられます。日時などの詳しいことについては、お問い合わせください。事前には電話で予約をしてください。相談は無料で、秘密は厳守します▼問合せ 県立いなざわ特別支援学校（稲沢市一

色森山町225・1）ふれあい相談係 0587・35・2005 予約受付時間 月～金曜日（祝日は除く）午前九時～午後五時

アルコール問題啓発週間

十一月十日（金）～十六日（木）はアルコール関連問題啓発週間です。アルコールの多量飲酒や、妊娠中や未成年の飲酒は、身体に大きな影響を及ぼします。本人の健康の問題のみならず、家族や社会にも深刻な事態をもたらします。お酒にまつわるさまざまな問題をひとりひとりが理解し、自らアルコール健康障害の予防に取り組むことが大切です▼問合せ NPO法人愛知県断酒連合会 052・824・1567

11/12 食の物語フェア2017 北部マルシェ

名古屋市中央卸売市場北部市場は、野菜や果物、魚など多種多様な生鮮食料品を全国の産地から集荷し、消費者へ安全・安心かつ安定的に供給するという重要な役割を担っています。こうした産地から消費者までの生鮮食料品の流れを消費者に紹介するイベントを開催します。

▶内容

ステージイベント、食材食べ比べ、まぐろの解体実演、模擬せり体験、食育事業イベント、生鮮食料品等の試食・即売など

▶とき 11月12日（日）午前9時～午後1時

▶ところ 名古屋市中央卸売市場北部市場内

▶入場料 無料

* 駐車場は混雑が予想されます。できる限り自転車や徒歩でご来場ください。

▶問合せ 名古屋市中央卸売市場北部市場業務課 052・903・2113（開催日前日まで） 052・903・2115（開催日当日）

☎052・903・2108